

# 「木造住宅の耐震化」「塀の安全対策」支援制度のご案内

～皆さまの生活の安全・安心を確保するため、建築物等の耐震化を進めましょう～

## 木造住宅の耐震化

対象となる木造住宅の条件

- ・昭和56年5月以前に建てられたもの
- ・木造2階建て以下一戸建て住宅（空き家を除く）

- 耐震診断士派遣 : 令和5年4月から 「無料」になりました

お住まいの住宅の耐震性の有無を無償で診断します。

診断後に①から④の補助の利用を検討している方が対象です。

耐震診断の結果、耐震性が不足する場合、①から④の補助を選択できます。

- ① 全体改修補助 : 上限 **100万円**（補助率4/5）

住宅全体の評点（地震に対する強さを示すもの）を1.0以上とする改修

- ② 部分改修補助 : 上限 **50万円**（補助率4/5）

ア) 住宅全体の評点を0.7以上1.0未満まで向上する改修

イ) 2階建て住宅の1階部分の評点を1.0以上とする改修

- ③ 耐震シェルター補助 : 上限 **25万円**（補助率4/5）

1階の居室の内部に頑丈な箱（耐震シェルターや防災ベッド）を設置し、  
安全な空間を確保する工事

- ④ 建替え補助 : 上限 **100万円**（補助率4/5）

住宅を除却して、同一敷地内に住宅を建て替える工事

## 塀の安全対策

対象となる塀の条件

- ・コンクリート製の塀、ブロック塀、石積塀、大谷石塀、万年塀などの塀  
(軽量なものは除く)
- ・一般通行のある道路に面しているもの
- ・道路面からの高さが80cmを超えているもの

- ① 撤去補助 : 上限 スケルトン内 **15万円**（補助率3/4）  
上記以外 **10万円**（補助率1/2）

ブロック塀等及び基礎を取り除く工事が対象

大谷石塀等の場合、道路面からの高さを80cm以下に減じる工事も対象

- ② 撤去後の再築補助 : 上限 **6万6千円**（補助率1/3）

補助制度を利用してブロック塀等を撤去し、同一の工事として、  
生垣、フェンス、板塀等の軽量な塀を再築する工事に限る。

## 各種補助制度の注意点

- ☆ 他にも補助対象となる条件がありますので、  
まずは、建築指導課へお問い合わせください。
- ☆ 補助申請の前に工事契約・工事着手・工事費の支払いがあると、  
補助の対象外となります。
- ☆ 補助制度の受付は先着順で、予算の範囲内での実施となります。

【問い合わせ先】宇都宮市 都市整備部 建築指導課

☎ 028-632-2573